

知立市公有財産の貸付けに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知立市の所有に属する行政財産及び普通財産（以下「公有財産」という。）の貸付けに関し、知立市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例（昭和45年知立市条例第47号。以下「条例」という。）第4条及び第5条並びに知立市財産管理規則（昭和45年知立市規則第9号）第7条の2及び第9条から第14条までに定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(貸付申請)

第2条 公有財産の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該財産管理者に対し、使用の目的、使用期日、使用方法その他参考となるべき事項を記載した公有財産貸付申請書（様式第1）を提出しなければならない。この場合において、財産管理者は、申請の日から15日以内に可否を決定し、適当と認めるときは、当該公有財産を貸し付けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、入札等により貸付額を定めて公有財産の貸付対象者を決定する場合は、公有財産貸付申請書の提出を要しない。

(行政財産の貸付けの制限)

第3条 行政財産は、次の各号のいずれにも該当する場合を除くほか、これを貸し付けることができない。

(1) 行政財産を貸し付けた場合に、市の事務又は事業の遂行に支障の生じるおそれがないこと。

(2) 行政財産の管理上支障が生じるおそれがないこと。

(3) 行政財産を使用する目的が、行政財産の公共性及び公益性に反するものでないこと。

(4) 行政財産の使用形態が、当該行政財産の返還時において行政目的を達成できず、又は達成が極めて困難になることが予想されるものでないこと。

(5) その他行政財産の用途又は目的を妨げるおそれがないものであること。

2 前項第3号の公共性及び公益性に反するものを例示すると、おおむね次のとおりである。

(1) 公序良俗に反するもの

(2) 社会通念上不適當であるもの

(3) 特定の個人又は企業の活動を支援するなど、行政の中立性を阻害するもの
(貸付契約)

第4条 財産管理者は、公有財産を貸し付ける場合は、申請者との間で、土地賃貸借契約書(様式第2)若しくは使用貸借契約書(様式第3)又は当該公有財産を貸し付けるに当たり必要な事項を記載した契約書面により、賃貸借契約を締結するものとする。

(公有財産の貸付料)

第5条 公有財産の貸付料は、第2条第2項の規定に基づく場合その他特別な事情がある場合を除き、知立市行政財産目的外使用料条例(昭和53年知立市条例第10号)を準用し、次のとおりとする。

(1) 土地を貸し付ける場合 当該土地の課税標準額の100分の4

(2) 建物を貸し付ける場合 当該建物の課税標準額の100分の7.2に土地の貸付料を加算した額

2 前項の課税標準額とは、知立市行政財産目的外使用料条例別表備考第2号に規定する課税標準額をいう。

(公的団体が使用する場合の貸付料)

第6条 条例第4条及び第5条の規定に基づき他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体(以下「公的団体」という。)に無償貸付又は減額貸付をする場合の貸付料は、次のとおりとする。

(1) 売買等有償で当該公有財産を市が取得した場合は、前条第1項の規定により算出した額の2分の1の額とする。

(2) 寄付等無償で当該公有財産を市が取得した場合は、前条第1項の規定により算出した額の4分の1の額とする。

(3) 前号のうち、開発行為に伴う都市計画法(昭和43年法律第100号)による帰属等、土地の取得にあたり関係者の負担が伴っている場合の貸付料は、無料とする。

(4) 公的団体が市からの依頼による行政活動目的で使用する場合の貸付料は、無料とする。

(契約の解除)

第7条 公有財産の借受人(以下「借受人」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、財産管理者は、第4条の規定による賃貸借契約を解除しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第3条第1項の規定に違反することが判明したとき。
- (2) 借り受けた公有財産をその目的に従って使用しないとき。
- (3) 借り受けた公有財産の管理が良好でないとき。
- (4) 借り受けた公有財産を市の同意を得ることなく、第三者へ貸し付け、又は権利の設定をしたとき。
- (5) 市において貸し付けた公有財産を公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。
- (6) その他知立市財産管理規則の規定又は賃貸借契約の記載事項に違反したとき。

2 前項（第5号の場合を除く。）の規定により契約を解除した場合は、既納の貸付料は、返還しない。この場合において、なお損害があるときは、その損害を賠償させることができる。

3 前項（第5号の場合を除く。）の規定により契約を解除した場合は、借受人はこれによって生じた損失について、その補償を請求することはできない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

様式第1（第2条関係）

公有財産貸付申請書

年 月 日

知立市長 様

申請者

住 所

氏 名

㊟

下記のとおり 普通行政 財産の貸付けを願いたく、関係書類を添えて申請いたします。

記

物件の表示	(所在地) 知立市				
	地 番	区分(土地・建物等の別)	地目又は種目	地積・数量・面積	その他(構造等)
使用目的					
希望貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで				
使用方法					
使用責任者 (連絡先)					
その他					

添付書類

- (1) 貸付物件の利用計画書又は事業計画書
- (2) 所在地の図面

様式第2（その1）（第4条関係）

土地賃貸借契約書

賃貸人 知立市（以下「甲」という。）と賃借人 （以下「乙」という。）とは、
次の条項により土地の賃貸借契約を締結する。

（信義、誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸借物件）

第2条 甲は、その所有する次の土地（以下「貸借物件」という。）を乙に貸し付けるものとする。

(1) 所在地

(2) 地積

（使用の目的）

第3条 乙は、貸借物件を、 として使用し、その他の用途には使用しないものとする。

（契約期間）

第4条 賃貸借の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（賃貸料）

第5条 貸借物件の賃貸料は、貸借物件を宅地として課税した場合における当該年度の1㎡当りの固定資産税課税標準額の100分の4（円未満を切り捨てた額）に当該土地の地積を乗じた額とし、算定額の100円未満を切り捨てた額とする。ただし、賃貸料は、契約期間中といえども変更することができる。

2 乙は、前項の賃貸料を、甲が発行する納入通知書兼領収書により指定された納期限内に納付するものとする。

（遅延利息）

第6条 乙は、賃貸料を前条に定める納期限までに納付しなかった場合は、知立市税外収入に係る延滞金に関する条例（昭和45年知立市条例第57号）の規定により算出した金額を、遅延利息として甲に支払わなければならない。

（譲渡及び転貸の禁止）

第7条 乙は、甲の承認を得ないでこの契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は貸借物件を転貸してはならない。

2 乙は、甲の承認を得ないで貸借物件の形状もしくは性質を変え、又はこれに工作物を設置してはならない。

（第三者に損害を及ぼした場合の措置）

第8条 乙は、貸借物件の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、乙の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙の負担においてその損害を賠償しなければならない。

（貸借物件の維持管理）

第9条 甲は、貸借物件の維持補修の義務を負担しないものとし、当該物件について、利用・保存・改良その他の行為をするために要する経費はすべて乙の負担とする。

(甲の契約解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 貸借物件をその目的に従って使用しないとき。
- (2) 第7条の規定に違反したとき。
- (3) 貸借物件の管理が良好でないとき。
- (4) 甲が貸借物件を公用又は公共の用に供するため必要があるとき。
- (5) その他契約事項に違反したとき。

2 乙は前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその損害を請求することができない。ただし、前項第4号の規定によりこの契約を解除した場合は、この限りでない。

(土地の返還)

第11条 乙は、貸借期間が満了したとき、又は前条の規定によりこの契約を解除されたときは、甲の指示に従い、乙の費用をもって貸借物件を原状に回復して、甲の指定する日までに甲に返還しなければならない。ただし、貸借物件を現状において返還することを甲が認めた場合は、この限りでない。

(損害賠償義務)

第12条 乙は、この契約に定める義務の履行をしないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第13条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第14条 この契約に関し疑義があるとき及びこの契約に定めのない事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 賃貸人 愛知県知立市広見三丁目1番地
知立市
知立市長

乙 賃借人

様式第2（その2）（第4条関係）

（一時的な貸付けの場合）

土地賃貸借契約書

賃貸人 知立市（以下「甲」という。）と賃借人（以下「乙」という。）とは、次の条項により土地の賃貸借契約を締結する。

（信義、誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸借物件）

第2条 甲は、その所有する次の土地（以下「貸借物件」という。）を乙に貸し付けるものとする。

（1）所在地

（2）地積

（使用の目的）

第3条 乙は、貸借物件を として使用し、その他の用途には使用しないものとする。

（契約期間）

第4条 賃貸借の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（賃貸料）

第5条 賃貸物件の賃貸料は、金 円とする。ただし、賃貸料は、契約期間中といえども変更することができる。

2 乙は、前項の賃貸料を、甲が発行する納入通知書兼領収書により指定された納期限内に納付するものとする。

（遅延利息）

第6条 乙は、賃借料を前条に定める納期限までに納付しなかった場合は、知立市税外収入に係る延滞金に関する条例（昭和45年知立市条例第57号）の規定により算出した金額を、遅延利息として甲に支払わなければならない。

（譲渡及び転貸の禁止）

第7条 乙は、甲の承認を得ないでこの契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は貸借物件を転貸してはならない。

2 乙は、甲の承認を受けないで貸借物件の形状もしくは性質を変え、又はこれに工作物を設置してはならない。

（第三者に損害を及ぼした場合の措置）

第8条 乙は、貸借物件の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、乙の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙の責任においてその損害を賠償しなければならない。

（貸借物件の維持管理）

第9条 甲は、貸借物件の維持補修の義務を負担しないものとし、当該物件について、利

用・保存・改良その他の行為をするために要する費用はすべて乙の負担とする。

(甲の契約解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 貸借物件をその目的に従って使用しないとき。
- (2) 第7条の規定に違反したとき。
- (3) 貸借物件の管理が良好でないとき。
- (4) 甲が貸借物件を公用又は公共の用に供するために必要があるとき。
- (5) その他契約事項に違反したとき。

2 乙は前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求できないものとする。ただし、前項第4号の規定によりこの契約を解除した場合は、この限りでない。

(土地の返還)

第11条 乙は、貸借期間が満了したとき、又は前条の規定によりこの契約を解除されたときは、甲の指示に従い、乙の費用をもって貸借物件を原状に回復して、甲の指定する日までに甲に返還しなければならない。ただし、貸借物件を現状において返還することを甲が認めた場合は、この限りでない。

(損害賠償義務)

第12条 乙は、この契約に定める義務の履行をしないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第13条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第14条 この契約に関し疑義があるとき及びこの契約に定めのない事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 賃貸人 愛知県知立市広見三丁目1番地
知立市
知立市長

乙 賃借人

様式第3（第4条関係）

土地使用貸借契約書

貸出人 知立市（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により土地の使用貸借契約を締結する。

（信義、誠実の義務）

第1条 甲及び乙は信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸借物件）

第2条 甲は、その所有する次の土地（以下「貸借物件」という。）を乙に貸し付けるものとする。

(1) 所在地

(2) 地積

（使用の目的）

第3条 乙は、貸借物件をとして使用し、その他の用途には使用しないものとする。

（契約期間）

第4条 使用貸借の期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。

（譲渡及び転貸の禁止）

第5条 乙は、甲の承認を得ないでこの契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は貸借物件を転貸してはならない。

2 乙は、甲の承認を得ないで貸借物件の形状もしくは性質を変え、又はこれに工作物を設置してはならない。

（第三者に損害を及ぼした場合の措置）

第6条 乙は、貸借物件の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、乙の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙の負担においてその損害を賠償しなければならない。

（貸借物件の維持管理）

第7条 甲は、貸借物件の維持補修の義務を負担しないものとし、当該物件について、利用・保存・改良その他の行為をするために要する経費はすべて乙の負担とする。

（甲の契約解除権）

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 貸借物件をその目的に従って使用しないとき。

(2) 第5条の規定に違反したとき。

(3) 貸借物件の管理が良好でないとき。

(4) 甲が貸借物件を公用又は公共の用に供するため必要があるとき。

(5) その他契約事項に違反したとき。

2 乙は前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してそ

の損害を請求することができない。ただし、前項第4号の規定によりこの契約を解除した場合は、この限りでない。

(土地の返還)

第9条 乙は、貸借期間が満了したとき、又は前条の規定によりこの契約を解除されたときは、甲の指示に従い、乙の費用をもって貸借物件を原状に回復して、甲の指定する日までに甲に返還しなければならない。ただし、貸借物件を現状において返還することを甲が認めた場合は、この限りでない。

(損害賠償義務)

第10条 乙は、この契約に定める義務の履行をしないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(貸借条件)

第11条 貸借物件の使用料は無料とし、乙は周辺の清掃をすることとする。

(契約の費用)

第12条 この契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(疑義の決定)

第13条 この契約に関し疑義があるとき及びこの契約に定めのない事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 貸出人 愛知県知立市広見三丁目1番地
知立市
知立市長

乙 借受人